

京都市告示第 78 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 26 日

京都市長 門川 大作

道路の種類            市 道  
 供用開始の期日        告示の日  
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山科北花山経 3号線	山科区北花山山田町43番地の12地先から	旧	メートル 35.00	メートル 1.00 ~ 5.20
	同町43番地の8地先まで	新	24.30	2.00 ~ 5.00
山科北花山緯 25号線	山科区北花山山田町43番地の14地先から	旧	9.00	4.40
	同町43番地の12地先まで	新	20.00	6.00 ~ 6.01
山科四ノ宮経 13号線	山科区四ノ宮垣ノ内町11番地の2地先から	旧	38.40	2.20 ~ 3.50
	同町11番地の6地先まで	新	38.40	4.20 ~ 6.05
西七条緯15号 線	下京区西七条南月読町14番地地先から	旧	22.90	5.81 ~ 5.94
	同町8番地地先まで	新	22.90	5.81 ~ 6.00
鳴滝経74号線	右京区鳴滝音戸山町17番地の4地先から	旧	61.80	5.00 ~ 5.55
	同区鳴滝春木町1番地の1地先まで	新	61.80	6.00 ~ 6.05
鳴滝緯55号線	右京区鳴滝春木町1番地の8地先から	旧	54.30	3.50 ~ 7.90
	同区鳴滝音戸山町4番地の310地先まで	新	53.30	6.00 ~ 12.60

花園経375号 線	右京区鳴滝藤ノ木町17番地の25地先内	旧	3.60	5.10
		新	3.00	5.13 ~ 8.20
六地藏竹田線	伏見区桃山町安芸山33番地の10地先から 同町33番地の6地先まで	旧	38.80	4.75 ~ 6.10
		新	38.80	4.90 ~ 7.26

(建設局土木管理部道路明示課)